

6-4	VI
525	519

学生補導体制の確立について

教授方法の工夫改善

1. 教授は学生に対する講義、実習等の教授活動を工夫改善して、学生に対し学問研究への興味と関心を高めてこれに専念させるようにつとめ、従来よりもその障りの方を減らしたような教室授業に興味がないために一部の学生が学問研究以外の諸活動に走るといったことの無いようにつとめること。

2. 教授は学生に対する教授方法を工夫、改善して学生の一一般教養や専門的知識の学力を養い、正しい自治的能力の涵養に資するよう教育と指導を行うこと。

3. 講義、実習等の教室活動と並んで、課外活動（文化団体、スポーツ団体その他）の課外における活動（活動）は教育上有意義であり、奨励すべきもので、新制大学の教育においては特に重視されている。従って、課外活動も広義の大学教育の一部であるから單に学生のみ放任することなく、教授をはじめ教職員も教室活動と同様に課外活動についても研究してその指導を分担し、これが健全な助長促進につとめること。

二 補導体制の確立

学生の補導に当っては学長、教授等が学務、研究者であると共に、教育者たるの自覚と責任をもつて、学校当局が一致して事に当ることには云うまでもないが、同時に直接これに當るものの組織、枠構が充実、確立されなければならない。

1. 補導委員会

学生補導に關する基本的原則、重要事項等を協議決定するために学長の諮問機関として例えは各学部から学部長や数名づつの教授を選出して全学の委員会を作り、更に各学部には例えは、一の名——二の名の教授等が学部の委員会を作り、学生補導には全学及び各学部一致してこれに當る体制をとる。例えに形式的機関ではなく実効ある活動体としての機能を發揮させること。

2. 補導教官制度

学生数の少ない学部、学科ではその学部、学科の教授等が学生に直接接する機会が多いが、学生数の多いところではそのまゝではゆきとどかぬから、学生約一の名——二の名に対して一人の教授を補導教官として割当て、学生の相談に應じ指導に當らせる等の方法を用いて学生補導に當ること。

厚生補導部員案件

学生補導に關するいはゆる窓口として直接事務を担当する部局であるから、人員を増員すると共に、特にその責任者には学生補導のために實に熱意と能力、手腕のある責任者を充てる。このためには、待遇を改善し地位を確立させる要のあることは勿論である。

厚生補導部は、前記一、二、のそれぞれに、その所属が充分機能を發揮し得るように学生補導の資料を充分整備して行ければならない。例之、何々の学生の学生指導要録（果敢記録）の作成、情報収集等である。

三、補導関係教職員研修及び協議会の開催

一、研究会

米口講師（六名）の来援を得て去る九月から約一年間にわたって、約三ヶ所かつ京都大学、九州大学、東京大学を会場として順次大学の補導関係教職員の研究会を行つてゐる。これは補導の任に當る教職員に専門的知識と技能を授け、もつて補導の適切を期せようとするもので、四月からは東大で行う。

二、地区別研究会

石の外に、同じく補導関係教職員のために、全口八ブロックで約一週間の脱災の補導上の諸問題解決の研究会を行う。

三、補導部課長連絡協議会

補導部課の責任者が従来から大都會の後援で自主的に、各地区で毎月一回、少くとも春秋年二回、補導上の連絡協議会を行つてゐるか、将来とも活発に行はれるよう援助指導を行う。

四、大学協会の補導関係委員会

口公、私の各大学協会でも、学生補導に關する委員会を作つて研究してゐるか、大都會としても将来積極的にこれに援助する。

四、学園の政治的中立性の確保

○ノ、学長をはじめ教授その他教職員が一体となつて学園の政治的中立性維持のために努め、自からの言動を慎み、卑しくも学生に悪影響を及ぼすような言動を行はぬように留意すること。

○、学長、教授その他教職員が、学園の政治的中立性を侵すような言動のあった場合には

学内で自発的、自主的に適切な措置を講ずるようにつとめること。

3、学内における学生の集会、行事等で、政治的活動を目的とするものは厳禁するとともに政治的色彩を帯びるおそれのある集会、行事等の許可については学校当局は充分研究し責任をもって慎重に行うこと。

4、学内における政治的団体は嚴禁し、文化団体や学内新聞等についても政治的色彩を帯びないように学校当局は留意し、これらに違反するものや非法団体は嚴に取締ること。

五、学内秩序の維持確保

1、学内新聞、学生の自治団体（文化、運動団体）等についても学生のみは放任することなく、学校当局がこれに内心をよせ、例えば教授等をして單に形式的な顧問としておけばなく、現実に責任をもって指導し得るようには指導教授を必ずつけること。

2、学生大会や、学生の自治団体等の運営については、少数者の独裁に墮することなく、民主的方法で運営が行われるように学校当局は指導すること。その為にはこれらに規約に不適當なものがありは改正させ、学生の遵法精神を高めさせること。

3、学生は学校という社会で共同生活を営むものであるから、学生の行動は学校社会の秩序に従って行うべきこととは勿論である。学生は各々が改め特権的意識を是正させ、学生はいかにあるべきか、学内秩序の維持に關しては学生の遵法責任感を徹底させること。

4、学内における非法団体の活動、不當なビラ撒布、貼紙、無許可の集会、行事等については、学校当局はこれら防止及び禁止を勵行し、違反者の取締、処罰は嚴に行い、必要があるときは時宜を失せず警察当局に連絡し、支援をもとめること。

5、学内内の秩序と雖も一般社会全体の秩序維持の一環として考えらるべきこととは当然であり、何れも警察は治安維持の最終責任者である。従つて学内と雖も学校における学内の自由、教育の自主性を害はらざる限りは於て学校の治安維持の任に警察も當るのである。学内の治安維持のため、学校と警察との両者は、相互に理解と信頼と協力精神をもつて連絡を密にするようにつとめること。

六、学生のための厚生保護事業の強化

現在多くの学生の経済的生活の困窮は、陰に陽に学生の精神活動に大きな影響を与えている。従つて学生のため次のような厚生保護事業を強化することは、学生補導上重要な点である。

1. 育英資金(奨学金)

日本育英会の奨学金予算は、二十七年度は、大学生の二〇%強、高校生約三%に奨学金交付を行うことが出来る。定であるが、文部省としては将来これを増強すると共に、地方公共団体、民間、学校等の奨学団体の増強を勧奨し、又他面学校の授業料減免の範囲を拡張するように努める。

2. アルバイト斡旋

アルバイトを希望する学生のために、大学や、学徒接護会は直接その斡旋に当たっているが、これが活動益々活況に拡張充実する。

3. 消費の節減

学生の出費負担の軽減を目的とする学生消費生活協同組合事業等が、現在若干の大学

で行われているが、多くの大学に本事業や、学校生産工場を設けること等を指導助成して、消費生活の安定を計る。

4. 健康管理

現在、国立大学の学生には定期の健康診断書について国がその一部を負担し、又レントゲンのない大学には毎年一度やに多くとも一台ブフのレントゲンを購入設置する予定であるが、学校当局は学生の保健衛生に留意して学生健康相談所を設置しその他適切な健康管理を行い、学生の健康の維持増進に努めること。

5. リクリエーション等

学生のスポーツを振興し、運動会、親睦会、学生と教授との座談会その他リクリエーションや文化講演等を盛んに行うこと。

6. 厚生施設、設備

寄宿舎、学生ホトル、その他学生のための厚生施設、設備の整備充実につとめるのはもとより、これらについては設置者、学校何れにも多くの予算を必要とするので、直ちにこれが実施の困難なものもあることは予想されるが、遂にツカガリした計画のもとにその実現をはかるように努めること。